

業種	自動車（バス）
取組分野	安全重点施策
テーマ	安全重点施策の目標数値を明確に点数化した取組
取組の狙い	事故防止目標設定の加重点数換算制度の導入による効率的な事故未然防止活動の推進等
具体的内容	<p>東武バスウエスト株式会社（東武バスグループ）は、事故防止対策の一環として、平成 17 年より、事故種別毎に加重換算した点数を設定し、当該年度の事故防止目標を数値化して達成状況を容易に把握する取組を実践している。</p> <p>「有責事故年間防止目標点数」と称し、東武バスグループ内各社及び営業所毎に目標値を設定し、当該目標値を上回らないようグループ全体で統一化された事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>東武バスグループでは、この手法を導入してから一貫した取組が継続されている。そのため、当該年度の目標達成状況を容易に把握できるだけでなく、過去の状況と現在の状況を容易に比較する事も可能であり、過去に遡ってこれまでの取組成果を一目で確認できることから、会社全体としての事故防止対策の取組のモチベーションの維持・向上につながっている。</p> <p>「有責事故年間防止目標点数」は、それまでの目標の達成状況を踏まえ、年度毎に実現可能な目標値を設定し、一年に一度、マネジメントレビューにおいて振り返りを行っている。</p> <p><b>【運転事故の有責・無責の判定基準】</b></p> <p>(1) 有責事故：運転上の過失が 10%を超えると判断されたもの  (2) 無責事故：運転上の過失が 10%以下と判断されたもの</p> <p><b>【統計事故から除外する事故】</b></p> <p>(1) 人身事故：全治 7 日以内のもの  (2) 物損事故：物損額の総額が 20 万円以内のもの</p> <p><b>【死傷程度及び物損額の判定時期】</b></p> <p>(1) 重症・軽傷の判定：事故当初の医師の診断結果で判断  (2) 死亡の判定：事故発生後、24 時間以内に死亡  (3) 物損額の判定：事故当初の見積額</p> <p><b>【有責事故 1 件当たりの点数】</b></p> <p>(1) 有責統計外事故 1 点  (2) 有責統計事故 3 点  (3) 有責重大事故（死亡事故を除く）10 点  ※ ただし、運転経験 3 年未満の者が発生させた場合は有責統計外事故に限って点数を半減</p>
取組の効果	<p>① 東武バスグループ内各社及び各営業所の目標設定において、平等な設定が可能となり、グループ全体での積極的な事故防止活動が可能となっている。</p> <p>② 目標と実績の明確化による統計・分析・対策が図られ、グループ内各</p>

	<p>社及び各営業所の重点的取組の実施効果として事故減少に貢献している。</p> <p>③ 平成 17 年に「有責事故年間防止目標点数」の目標値制度を導入して以降、現在までに約 6 割事故が削減していることを容易に把握することができ、経営管理部門や現業実施部門における安全対策のモチベーションの維持・向上につながっている。</p>
事業者名	東武バスウエスト株式会社（東武バスグループ）